

消費税率の引上げとスポーツ

杉山翔一 スポーツ法政策研究会、Field-R 法律事務所、弁護士

はじめに

1. 消費税等の税率の引上げがスポーツファン等に与える影響

平成 26 年 4 月 1 日から、消費税および地方消費税（以下「消費税等」と言います）の税率が 5 % から 8 % に引上げられました。

消費税等は、商品を購入し、または役務の提供を受ける、私たち消費者が負担する税金であるため、消費税等の税率の引上げにより、私たち消費者の負担が増加しています（私たちが消費税等を支払う相手方である事業者は、消費税等の納税義務者ですが、消費税等の負担者ではありません）。

スポーツ界においても、消費税等の税率の引上げにより、スポーツ用品、試合のチケットなど、スポーツに関係する商品および役務の価格が値上がりしており、スポーツファン、スポーツ愛好者等（以下「スポーツファン等」と言います）のなかには、消費税等の税率の引上げの影響を既に実感している方も多いことと思います。

2. 消費税等の税率の引上げがスポーツトレーナー等およびスポーツクラブ等に与える影響

ところで、①スポーツクラブ、スポーツ団体（以下「スポーツクラブ等」と言います）との間で業務委託契約等を締結しているスポーツトレーナー、スポーツドクター、プロスポーツ選手（以下「スポーツトレーナー等」と言います）。なお、雇用契約またはこれに準ずる契約に基づき、他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する個人は、消費税

法上の「事業者」（消費税法第 2 条第 3 号）にあたらないため、ここで言う「スポーツトレーナー等」から除きます¹⁾ および、②スポーツクラブ等は、消費税法上の「事業者」にあたり、原則として、消費税の納付義務を負っています²⁾。そのため、消費税等の税率の引上げは、消費者であるスポーツファン等だけでなく、事業者であるスポーツトレーナー等およびスポーツクラブ等にも無視できない影響を生じさせています。

第一に、筆者は、スポーツトレーナー等が、2014 年 4 月 1 日以降において、スポーツクラブ等から、消費税等の税率の引上げ前の報酬に、消費税等の税率の引上げ分相当額（以下単に「引上げ分相当額」と言います）を上乗せすることを拒否され、消費税等の税率の引上げにより、スポーツトレーナー等の実質的な報酬が減少していないかを懸念しています（以下、取引相手より引上げ分相当額の上乗せを拒否されることを「転嫁拒否行為」と言います）。

このような転嫁拒否行為は、原則として、平成 25 年 8 月 10 日に成立し、同年 10 月 1 日に施行した『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法』（以下「消費税転嫁特別措置法」と言います）に違反する行為であり、実際に転嫁拒否行為が行われた場合には、その是正がなされなければなりません。

第二に、スポーツクラブ等は、平成 26 年 4 月 1 日以降、消費税等の税率の引上げ前の商品または役務の価格に、引上げ分相当額を上乗せするか否かに関し、スポー

ツファン等の負担を増加させることによりスポーツファン等の足が試合観戦から遠のくことが懸念されたため、今般、悩ましい判断を迫られていました³⁾。

このように、消費税等の税率の引上げが、消費者のみならず、スポーツトレーナー等およびスポーツクラブ等にも無視できない影響を与えていることから、以下では、消費税等の税率の引上げがスポーツトレーナー等およびスポーツクラブ等に与える影響について、それぞれ考えていきたいと思います。

消費税等の税率の引上げがスポーツトレーナー等に与える影響

1. 消費税等の課税対象となる取引とは？

消費税等は、国内において事業者が事業として対価を得て行う商品の販売および役務の提供等に対して課税される税金です（消費税法第 2 条、第 4 条）。

スポーツトレーナー等がその専門的知識、技能等に基づく役務を提供して、その対価として報酬を受け取る取引も、消費税等の課税対象となる取引にあたるかと考えられています。

消費税等は、上記の課税対象となる取引の各段階において、商品や役務の価格に順次上乗せされていくものであり、取引の各段階において消費税等が商品や役務の価格に上乗せされることを「消費税の転嫁」と言います。

2. 消費税等の表記方法の内税方式と外税方式とは？

消費税等の表記方法には、商品または役

務の価格表示において消費税等の金額を含まない方式（以下「外税方式」と言います）と、商品または役務の価格に消費税等の金額を含め総額として表示する方式（以下「内税方式」と言います）の2種類があります。

たとえば、消費税等の税率8%の下において、スポーツトレーナー等が100万円の報酬を受け取る場合、

- ①消費税の表記方法が外税方式のときは、スポーツトレーナー等が受け取る報酬の総額は、108万円（消費税抜報酬100万円、消費税等8万円）となります。
- ②消費税の表記方法が内税方式のときは、スポーツトレーナー等が受け取る報酬の総額は、100万円（消費税抜報酬92万5,926円、消費税等7万4,074円）となります。

このように、消費税の表記方法が内税方式か外税方式かによって、スポーツトレーナー等が受け取る報酬の総額、消費税抜報酬の金額には、大きな差が出てくるのがわかります（報酬の金額の大きいプロスポーツ選手であれば、数百万円の差となり得ます）。スポーツトレーナー等の報酬の定めは、外税方式と内税方式のいずれの場合も考えられるので、スポーツトレーナー等は、一度自身の報酬にかかる消費税の表記方法が外税方式か内税方式かを確認してみるとよいと思います（なお、Jリーグに所属するプロサッカー選手、NPBに所属するプロ野球選手の報酬にかかる消費税の表記方法が内税方式であることは、公表されている選手契約書⁴、統一契約書⁵により、一般に知られているところ）。

3. 消費税転嫁対策特別措置法の目的とは？

上記の消費税転嫁対策特別措置法は、平成26年4月1日の消費税等の税率の引上げおよび平成27年10月1日に予定されている消費税等の税率の引上げに際し、過去の消費税等の税率の引上げ時の経験から、取引において弱い立場にある中小事業者に対し消費税等の転嫁拒否行為が行われることを懸念して、同法に規定された特別

の措置を講ずることにより、中小事業者が引上げ分相当額を商品または役務の価格に転嫁しやすい環境を整備し、もって、消費税等の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定された法律です。

スポーツトレーナー等は、消費税転嫁対策特別措置法により保護すべき対象とされる「特定供給事業者」（同法第2条第2項第2号）にあたるため、スポーツトレーナー等に対する転嫁拒否行為は、同法により禁止されることとなります。

4. 消費税転嫁特別措置法により禁止される消費税等の転嫁拒否行為の禁止とは？

以下では、消費税転嫁特別措置法において禁止される消費税等の転嫁拒否行為を、具体例を挙げて説明したいと思います（なお、以下の事例においては、説明を簡略化するために源泉所得税の控除を省略しています）。

【検討事例】

トレーナーA（以下「A」と言います）は、スポーツクラブB（以下「B」と言います）との間で、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの1年間を期間とし、毎月の提供した役務に対する報酬として42万円（消費税抜報酬40万円、消費税等2万円）の支払いを受ける業務委託契約を締結しました。

このケースの場合に、平成26年4月1日に消費税等の税率が5%から8%に引き上げられた後、Bが、平成26年4月以降にAの提供した役務に対して支払う報酬の総額を、契約のとおり、42万円のまま据え置くことは許されるのでしょうか。

結論から言えば、Bが平成26年4月以降にAが提供した役務に対して支払う報酬の総額を42万円のまま据え置くことは、Aが受け取る消費税抜報酬の金額を、引上げ分相当額だけ減額することになるため、原則として、消費税転嫁特別措置法に違反する「転嫁拒否行為」となります⁶（Bが価格をそのまま据え置いた場合、Aが

受け取る消費税抜報酬の金額は、42万円から消費税等3万1,111円を控除した38万8,889円となってしまい、平成26年3月以前より減っていることがわかります）。

他方、Bが、平成26年4月以降のAの提供した役務に対する報酬として毎月43万2,000円支払った場合は、Aが受け取る消費税抜報酬の金額が消費税等の税率の引上げ前後で変わらないため、BとAとの取引において、適正な消費税の転嫁がなされていると言えます（BがAに対し、引上げ分相当額1万2,000円を上乗せして支払っているため、Aが受け取る消費税抜報酬の金額は40万円のままとなっています）。

このように、消費税の転嫁拒否行為とは、消費税等の税率の引上げに伴い、本来的には消費税等の税率の引上げ前の商品または役務の価格に、引上げ分相当額が上乗せされなければならないにもかかわらず、商品または役務を購入する側が、当該商品または役務を販売ないし提供する者による引上げ分相当額の上乗せを拒否することを言います。

消費税等の転嫁拒否行為は、取引の当事者間において、力関係の不均衡がある場合並びに契約および消費税等に関する知識の量に隔たりがある場合に、一方的に行われることが懸念されます。スポーツ界においては、契約や消費税等に関する知識が必ずしも浸透しているとは言えないため、スポーツトレーナー等とスポーツクラブ等との取引は、消費税等の転嫁拒否行為が行われやすい種類の取引であると言えます。

また、消費税の表記方法が内税方式の場合は、消費税等の税率の引上げにより、契約書を形式的にそのまま適用すると、引上げ分相当額だけ、消費税抜報酬の金額が減ってしまうため、内税方式の取引も、消費税の転嫁拒否行為が行われやすい種類の取引と言えます。スポーツトレーナー等の報酬にかかる消費税の表記方法が内税方式となっている場合は、平成26年4月以降の役務提供に対する報酬において、引上げ

分相当額が上乗せして支払われているかを一度確認してみるとよいと思います。

5. 消費税転嫁特別措置法に違反した場合、どのような措置がとられるのか？

もし、スポーツクラブ等が、その契約の相手方であるスポーツトレーナー等に対し、平成26年4月以降の役務提供の対価として⁷、消費税率引上げ前の対価に引上げ分相当額を上乗せして支払っていない場合は、原則として、消費税転嫁対策特別措置法に違反していることとなります（したがって、スポーツクラブ等は、スポーツトレーナー等に対し、引上げ分相当額を上乗せして支払う必要があります）。

消費税転嫁対策特別措置法に違反した場合、スポーツクラブ等は、公正取引委員会、主務大臣等から指導・助言、勧告、措置要求等の措置を受ける可能性があります。したがって、スポーツクラブ等としても、公正取引委員会等による上記の措置をとられないよう、消費税転嫁対策特別措置法に違反する消費税等の転嫁拒否行為は行わないよう注意しなければなりません。

消費税等の税率の引上げがスポーツクラブ等へ与える影響

1. スポーツクラブ等は、消費税等の税率の引上げにより不利益を被っていないのか？

スポーツクラブ等は、消費税等の税率の引上げに伴い、平成26年4月以降のスポーツトレーナー等の提供した役務に対する報酬を支払う際、消費税等の税率の引上げ前の対価に引上げ分相当額を上乗せして支払わなければなりません。そのため、この部分の取引だけをみると、スポーツクラブ等が、消費税等の税率の引上げにより、不利益を被っているようにみえます。

もっとも、スポーツクラブ等は、スポーツファン等に対しその商品を販売または役務を提供する際に、これらの商品および役務の価格に、引上げ分相当額を転嫁することができます。そして、スポーツクラブ等は、消費税等を納付する際、自己の商品

を販売または役務を提供した際に支払いを受けた消費税等の金額から、商品を購入または役務の提供を受ける際に支払った消費税等の金額を控除することができます（消費税法第30条）。この理由から、消費税等の税率の引上げによって、スポーツクラブ等は直接的な不利益を被っているわけではないと言えます。

以上のとおり、スポーツクラブ等が、消費税等の税率の引上げ前のスポーツトレーナー等に対する報酬の金額に、引上げ分相当額を上乗せして支払ったとしても、直接的に不利益を被るわけではないことから、スポーツクラブ等は、スポーツトレーナー等による消費税の転嫁を許容し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現に協力することを求められていると言えます。

2. スポーツクラブ等は、スポーツファン等に対し、引上げ分相当額を上乗せできているのか？

(1) 問題の所在

スポーツクラブ等が、平成26年4月1日の消費税等の税率の引上げを受け、実際に、スポーツファン等に販売する商品または提供する役務の価格に引上げ分相当額を上乗せした価格設定をするか否かは、とても悩ましい選択です。

というのも、スポーツクラブ等が、消費税等の税率の引上げ前の商品または役務の価格に引上げ分相当額を上乗せすることは、スポーツクラブ等の収入源となるスポーツファン等の負担を増加させることを意味するため、引上げ分相当額の上乗せにより、スポーツファン等が、当該スポーツクラブ等から離れてしまうことが懸念されるからです。

かといって、消費税等の税率の引上げに伴いスポーツクラブ等の納付すべき消費税等の金額が増加するため、消費税等の税率の引上げにもかかわらず、スポーツクラブ等が、消費税等の税率の引上げ前の商品または役務の価格に引上げ分相当額を上乗せしない場合は、その分だけスポーツクラブ

等の収入が減少してしまいます。

(2) スポーツクラブ等は、消費税等の税率の引上げを受け、実際にどう対応しているのか？

では、スポーツクラブ等は、平成26年4月1日の消費税等の税率の引上げを受けて、実際にどのような対応をしているのでしょうか。

スポーツクラブ等のグッズ、並びに試合会場における飲食物に関しては、スポーツクラブ等は、概してこれらの価格に引上げ分相当額を上乗せしているように見受けられます。

他方、従前の試合のチケット価格に引上げ分相当額を上乗せすることに関しては、スポーツクラブ等としても、当該スポーツクラブ等の試合観戦からスポーツファン等の足が遠のくことを懸念して、その対応を工夫しているようです⁸。たとえば、サッカーJリーグ、NPB、大相撲といったプロスポーツの試合のチケットについては、大別すると、以下のような対応がとられています。

- ①前売・当日チケットのいずれもチケットの価格を値上げする
- ②前売チケットは値上げせず、当日チケットの価格のみを値上げする
- ③子ども等の一部の 카테고리を除き、チケットの価格を値上げする
- ④前売・当日、カテゴリーにかかわらず、チケットの価格を据え置く

このように、消費税等の税率の引上げに伴い、従前のチケット価格に引上げ分相当額を上乗せするか、それともチケット価格を据え置き、スポーツクラブ等の経営努力によって引上げ分相当額を補うかは、各スポーツクラブ等のチケット販売戦略に任されています。

消費税等の税率の引上げがスポーツファン等の消費活動に影響することは避けられないため、スポーツクラブ等が実質的な意味で消費税等の税率の引上げにより不利益を被らないかは、スポーツクラブ等の経営努力や、私たちスポーツファン等の理解に

かかっているように思います。

おわりに

消費税等の税率の上げが、私たち消費者だけでなく、スポーツトレーナー等およびスポーツクラブ等にも影響を与えていることは、ご理解いただけたことと思います。

消費税等の税率は、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられたばかりで、日本の各業界が今まさに消費税等の税率の上げに伴う対応を求められているところであり、スポーツ界もその例外ではありません。スポーツ界が、他の業界と同様に、消費税等の税率の上げに適切に対応していくためにも、スポーツトレーナー等、スポーツクラブ等の関係者が、消費税等に関する正しい知識を身につけておくことは重要なことだと思います。

また、来たる平成27年10月1日には、消費税等の税率の8%から10%への上げが予定されていることから⁹、この4月の5%から8%への消費税等の税率の上げがスポーツ界に与えた影響、スポーツトレーナー等に対する転嫁拒否行為の有無、スポーツクラブ等のチケット販売戦略等を検討、分析しておくことは、将来的な消費税等の税率の上げとの関係でも重要なことだと思います。

本稿が、スポーツトレーナー等、スポー

ツクラブ等の関係者の気づきのきっかけとなるとともに、将来の消費税等の税率の上げに備えた議論のきっかけとなれば幸いです。

〔注〕

注1 消費税法基本通達1-1-1。なお、スポーツトレーナーおよびプロスポーツ選手の法的地位に関しては、本連載第17回・白井久明「アスレティックトレーナーの法的諸問題」(2011年7月号、122号)、本連載第33回・高松政裕「スポーツトレーナー契約上の注意点とリスク管理」(2012年4月号、139号)、本連載第47回・西浦善彦「プロスポーツ選手、スポーツトレーナーの労働法上の権利を考える」(2013年8月号、153号)を参照してください。

注2 ただし、事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、消費税等の納付義務が免除されています(消費税法第9条第1項)。

注3 なお、セントラルリーグ、パシフィックリーグが発表したデータによると、2014年5月1日現在までの球場入場者数の前年同時期比は、セントラルリーグ4.8%増、パシフィックリーグ1.6%増となっており、両リーグにおいては、消費税等の税率の上げによる球場入場者数への影響は、これまでのところ現れていないようです。

注4 <https://www.j-league.or.jp/document/jkiyaku/2006pdf/15.pdf>

注5 http://jpbpa.net/up_pdf/1388112919-520412.pdf

注6 消費税転嫁特別措置法に言う「特定事業者」(同法第2条第1項第2号)が「特定供給事業者」(同法第2条第2項第2号)に対し、

引上げ分相当額を上乗せして支払わないことは、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として禁じられています(同法第3条第1号後段、公正取引委員会「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法および下請法上の考え方」)。スポーツクラブ等はここで言う「特定事業者」に、スポーツトレーナー等はここで言う「特定供給事業者」にあたります。

注7 平成26年3月に提供したサービスに対する対価としての報酬に対して適用される消費税等の税率は、たとえ、当該報酬が平成26年4月1日以降に支払われる場合であっても、5%のままとなります(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下「改正消費税法」と言います)附則第2条、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて(以下「法令解釈通達」と言います)2)。

注8 なお、平成26年3月31日以前に購入したシーズンチケット(年間パス)に関しては、その対象に同年4月1日以降のスポーツの試合が含まれていても、当該シーズンチケット(年間パス)にかかる消費税等の適用税率は5%とすることが許容されていました(改正消費税法附則第5条第1項、法令解釈通達4)。

注9 消費税率の10%への引上げは、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの不実施を含めた所要の措置を講ずるとされています(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第18条)。

スポーツ法政策研究会

代表幹事／菅原哲朗・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格／幹事の承認を得たうえで参加していただきます。

年会費／5,000円

入会申し込み／入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目20番3号虎ノ門法曹ビル304号室「MS総合法律事務所」
事務局長／西脇威夫

TEL：03-5501-4160 FAX：03-5501-4161

E-mail：takeo.nishiwaki@marshallsuzuki.com

※会の詳細はもちろん、入会申し込みも下記アドレスからご利用いただけます。

<http://sports-law-seisaku.jp/index.html>

